

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

会計監査人の状況

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2021年8月1日から2022年7月31日まで)

株式会社エイチーム

上記につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社コーポレートサイト（<https://www.a-tm.co.jp/ir/>）に掲載することにより株主の皆様
に提供しております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	42百万円
②	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の適格性及び独立性を害する理由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議題の内容を決定し、株主総会に提案いたします。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの基本方針に関する決議内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、全役職員が、法令や定款、社会規範及び社内規程を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する継続的な教育・普及活動を行う。
- ②全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無について、内部監査室が監査を行う。
- ③コンプライアンス違反の疑いがある行為に関する通報体制を整備するとともに、通報者を保護するための情報の秘匿性を確保し、通報者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じる。
- ④コンプライアンス違反が発生した場合は、代表取締役社長が自ら問題解決にあたり、原因追及、再発防止に努めるとともに、違反事象に対する責任を明確にした上で、違反者には厳正な処分を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「機密管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的記録により適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」等に基づく対応によって、リスクの発生に関する蓋然性の防遏や未然防止に努めるとともに、発生時には危機拡大の防止に努める。
- ②リスク管理に関する各主管部署の活動状況は、取締役会に報告されるとともに、リスク管理体制の有効性については、内部監査室が適宜適切な監査を行う。
- ③当社は、業務遂行に関する連絡、報告の場として毎週1回社員全員によるミーティングを行い、情報収集に努めるとともに、リスクに関する情報の共有化と意思統一を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するとともに必要に応じて臨時の取締役会を開催する。
- ②取締役会は、取締役、使用人が共有する全社的な目標や規定等を定め、この浸透を図る。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社に対して、取締役及び監査役等を必要に応じて派遣するとともに、経営の各項目について、当社の各主幹部署が子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議、指導を行う。
- ②当社内部監査室は業務の適正性に関する子会社の監査を行う。
- ③当社は、当社グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努める。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社より財務状況等、事業運営に関する重要な事項について当社取締役会にて報告を受け、承認を得る。また、原則月2回開催される経営会議においても子会社より適切な報告を受ける。

(7) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「関係会社管理規程」等の社内規程において、子会社は子会社の事業の継続・発展を実現するためにリスクを管理する体制を自ら構築する責任を負うことを定める。
- ②子会社に対しては、当社グループの事業の目的・目標の達成を阻害するリスク事象全般について、当社への報告体制を構築する。

(8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「関係会社管理規程」等の社内規程を整備し、子会社の管理、組織、権限及び規程等に関する事項について定める。

(9) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①子会社の取締役・監査役が職務執行に係る監督・監査義務を適切に果たすよう、当社管理部がリスクマネジメント及びコンプライアンスに関する研修を適宜実施する。
- ②内部通報窓口を当社管理部、内部監査室、外部顧問弁護士に設置し、問題の早期発見・未然防止を図る。

(10) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ①当社は、監査役の監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、補助するための使用人を置く。これらの使用人は、取締役会が監査役と協議し、監査業務に必要な、適正な知識、能力を有する者の中から選出する。
- ②これらの使用人は、他役職を兼務することを妨げないが、監査役より選任すべきとの要請を受けた場合には、当社は誠意をもって対処する。

(11) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①使用人は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及び他の使用人等の指揮命令を受けず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ②当該使用人の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については、予め監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

(12) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①監査役が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役は、取締役会に出席して意見を述べることができる。
- ②監査役には稟議書その他重要書類が閲覧できる状態にあり、必要に応じて取締役及びその使用人に対し、関係書類・資料等の提出を求めることができる。
- ③取締役は、自己の職務執行過程において当社に著しい損害を及ぼすおそれがあるときは、これを直ちに監査役に報告する。
- ④監査役は、事業または業績に影響を与える重要な事項の報告を、取締役及びその使用人に対し直接求めることができる。

(13) 子会社の職務の執行に係る者またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ①子会社の取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ②子会社の取締役等及び使用人は、重大な法令または定款違反、不正な行為及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査役に報告する。

(14) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを厳に禁止する。

(15) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(16) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役が必要と認めたときは、代表取締役社長と協議の上、特定の事項について内部監査室に調査を求めることができる。また、監査役は、管理部等に対しても、随時必要に応じて監査への協力を求めることができる。
- ②監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に情報交換を行い、各々が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。

(17) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じたりすることのないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることとする。そのため、管理部を反社会的勢力対応部署として、「リスク管理規程」を定め、これらの問題が発生した時は、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡を取り組織的に対処できる体制を構築する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、リスク管理の徹底により企業価値を保護し中長期的な向上を目指すために、コーポレートガバナンスの徹底を最重要課題と位置づけております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を計14回開催し、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう管理監督を行いました。取締役の職務の執行に係る情報については、社内規程に従い適切に管理・保存されております。

(2) リスクマネジメント体制の構築について

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、「リスク管理規程」を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。取締役会だけではなく、原則月2回開催される当社グループの経営会議にて、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理監督が可能となるようにしております。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、当社グループ社員に対し、入社時に当社内部監査室によるコンプライアンス研修を実施し、当社グループの行動規範遵守の署名を得ております。入社後は当社管理部等からハラスメント防止、個人情報・機密情報管理等に関する研修を実施するなど、各種コンプライアンス研修を適宜実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、当社管理部、内部監査室、外部顧問弁護士による内部通報窓口を設置しております。なお、当事業年度において、重大な法令違反に関わる内部通報案件はありません。

(4) 監査役の職務の執行について

当事業年度において、当社監査役会を計14回開催し、経営の適法性、適正性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。

常勤監査役は、取締役や社員との面談及び事業所や子会社への往査を実施し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しています。

内部監査室及び会計監査人とは定期的に相互の情報と意見交換を行い、連携を密にして監査の実効性を高めました。

連結株主資本等変動計算書

2021年8月1日から
2022年7月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	838	832	10,955	△1,394	11,232
当期変動額					
剰余金の配当			△303		△303
親会社株主に帰属する 当期純損失			△1,337		△1,337
自己株式の取得				△537	△537
自己株式の処分				34	34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△1,640	△502	△2,143
当期末残高	838	832	9,315	△1,896	9,088

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	287	△22	3	268	82	11,582
当期変動額						
剰余金の配当						△303
親会社株主に帰属する 当期純損失						△1,337
自己株式の取得						△537
自己株式の処分						34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	539	△37	23	525	△82	442
当期変動額合計	539	△37	23	525	△82	△1,700
当期末残高	827	△60	27	793	—	9,882

連結注記表

(2021年8月1日から2022年7月31日まで)

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数	8社
主要な連結子会社の名称	株式会社エイチームエンターテインメント 株式会社エイチームライフデザイン 株式会社エイチームウェルネス 株式会社エイチームフィナジー Qiita株式会社 株式会社エイチームコマーステック

当連結会計年度において、2021年8月1日付で当社の連結子会社であった株式会社リンクスは、同じく当社の連結子会社である株式会社エイチームフィナジーを吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

当社の連結子会社であった株式会社エイチームブライズ及び株式会社エイチームコネクトは、2022年2月1日付で同じく当社の連結子会社である株式会社エイチーム引越し侍を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

なお、2021年12月1日付でIncrements株式会社は、Qiita株式会社に商号変更しております。また、2022年2月1日付で、株式会社エイチーム引越し侍の商号を株式会社エイチームライフデザイン、株式会社エイチームライフスタイルの商号を株式会社エイチームウェルネスへ変更しております。

(2) 非連結子会社の数及び名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Ateam Vietnam Co., Ltd. の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

主に最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また海外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～18年
工具、器具及び備品	4～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 販売促進引当金

サービスの利用者に対するキャッシュバックに備えるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

③ 株式給付引当金

従業員向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① エンターテインメント事業

エンターテインメント事業では、主に自社で開発したスマートデバイス向けゲームアプリケーション（以下「ゲームアプリ」という。）をApple Inc. が運営するApp Store及びGoogle LLCが運営するGoogle Play等の専用配信プラットフォームを通じて世界中の人々に提供しております。配信したゲームアプリにおいて、顧客がゲームアプリ内で課金を行い、課金により獲得したゲーム内通貨を利用（消費）してゲーム内で使用するアイテムやキャラクターを取得しております。当社及び連結子会社は、顧客のアイテムやキャラクターの利用に応じて履行義務が充足されると判断しているため、顧客によるアイテム交換後の利用期間を見積り、当該見積利用期間にわたって収益を認識しております。

② ライフスタイルサポート事業

ライフスタイルサポート事業における「デジタルマーケティング支援ビジネス」では、オウンドメディア等を通じて、提携事業者へ見込顧客を送客するサービスを提供しております。当該サービスの利用を通じて、提携事業者のホームページ等に送客した時点を履行義務としており、紹介実績及び契約形態に基づいて収益を認識しております。また、一部事業においては、顧客との契約において約束された対価から、キャッシュバック等を控除した金額で測定をしており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績に基づいて算出しております。

ライフスタイルサポート事業における「プラットフォームビジネス」では、アプリケーションやウェブサイトなどを通じて情報を集めた「場」を提供しております。当社及び連結子会社は顧客との間で締結した契約に基づくサービスを提供することを履行義務としており、契約期間や当該サービスの利用に基づいて収益を認識しております。

③ EC事業

EC事業では、自転車やペットフードのイーコマースサービスを提供しております。当社及び連結子会社は、顧客への商品の納品を履行義務としており、顧客との契約並びに国内における出荷・配送に要する日数に照らし合わせ、顧客が製品を実際に検収したと見込まれる時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、6年間の定額法により償却を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

連結納税制度の適用

当社及び国内連結子会社は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 物品販売取引に係る収益認識

イーコマースサービスにおける物品販売取引について、従来は出荷時に収益を認識しておりましたが、顧客が製品を実際に検収したと見込まれる時点で収益を認識する方法に変更しております。

(2) アイテム課金取引に係る収益認識

ゲームサービスにおけるアイテム課金取引について、ゲーム内通貨の消費時に収益を認識しておりましたが、顧客のアイテム交換後の見積利用期間に基づいて収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」として表示することといたしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は52百万円減少し、売上原価は0百万円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ51百万円増加しております。

連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高への影響はありません。

1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額(繰延税金負債相殺前)

繰延税金資産 292百万円

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得、将来加算一時差異の解消スケジュールに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、連結納税制度を適用していることから、まずは個別所得見積額に基づいて判断し、回収可能性が認められないものについては連結所得見積額に基づき、判断しております。具体的には、取締役会で承認された事業計画を基礎とし、税務上の繰越欠損金控除前の将来課税所得見積額に基づき、税務上の繰越欠損金控除見込年度及び控除見込額のスケジュールリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、特にプライダル関連事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、感染拡大前の水準まで回復するには、翌々連結会計年度末までの期間を要すると想定した上で、繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる仮定に基づいて判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴います。想定した仮定から大きく乖離した場合には、課税所得の見積額が変動することに伴い、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

1. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、当社及び当社の子会社の従業員(以下「従業員」という。)を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度では、株式付与ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託(以下「ESOP信託」という。)と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を人事考課等に応じて在職時に従業員に交付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、当連結会計年度末日現在において、本信託が所有する当

社株式の帳簿価額は117百万円、株式数は67,600株です。

2. 業績連動型株式報酬制度

当社は、これまで以上に当社及び当社子会社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に、株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

(1) 取引の概要

本制度では、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式を役位及び業績達成度等に応じて、原則として在任中に交付するものです。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、当連結会計年度末日現在において、本信託が所有する当社株式の帳簿価額は121百万円、株式数は60,600株です。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,386百万円

2. 顧客との契約から生じた契約負債の残高

契約負債については、流動負債の「その他」に計上しております。契約負債の金額は、「（収益認識に関する注記） 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 (1) 契約負債の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書に関する注記)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額
愛知県名古屋市	事業用資産	建物	44百万円
		工具、器具及び備品	6百万円
		ソフトウェア	354百万円
		敷金及び保証金	7百万円
大阪府大阪市	事業用資産	建物	17百万円
		工具、器具及び備品	6百万円
		敷金及び保証金	6百万円
東京都中央区	事業用資産	建物	25百万円
		工具、器具及び備品	2百万円
		敷金及び保証金	5百万円

場所	用途	種類	金額
東京都新宿区	事業用資産	建物 工具、器具及び備品 敷金及び保証金	29百万円 5百万円 15百万円
京都府京都市	事業用資産	建物 工具、器具及び備品 敷金及び保証金	1百万円 0百万円 0百万円
福岡県福岡市	事業用資産	建物 工具、器具及び備品 敷金及び保証金	4百万円 0百万円 1百万円
神奈川県横浜市	事業用資産	建物 工具、器具及び備品 敷金及び保証金	33百万円 0百万円 5百万円
兵庫県神戸市	事業用資産	建物 工具、器具及び備品 敷金及び保証金	12百万円 0百万円 2百万円

当社グループは、管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

ソフトウェア並びに一部の工具、器具及び備品については、収益性の低下により当初予定していた収益が見込めなくなったため減損損失を特別損失に計上しております。

建物、敷金及び保証金並びに一部を除く工具、器具及び備品に関しては、多様な働き方実現に向けた勤務体制に紐づく設備運用計画の見直しやブライダル事業におけるオンライン接客の拡大に紐づく店舗計画の見直しにより、減損損失を特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零と算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 19,789,200株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年9月10日 取締役会	普通株式	306	16.00	2021年7月31日	2021年10月7日

(注)配当金の総額には、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式148,000株に対する配当金2百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年9月9日 取締役会	普通株式	298	16.00	2022年7月31日	2022年10月7日

(注) 配当金の総額には、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式128,200株に対する配当金2百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、事業への投資を優先することを基本として、有価証券等投資運用規程に従って、余剰資金はリスクが低く、安全性の高い金融資産で運用を行っております。

また、資金調達については、一時的に必要な運転資金に限り銀行借入にて調達を行う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式、債券及び組合出資金等で、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品に関するリスク管理体制

顧客の信用リスクについては、各プラットフォーム運営事業者により回収代行されるものについては取引先ごとに、回収代行によらない営業債権については顧客ごとに、期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券については、有価証券等投資運用規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しており、四半期ごとに取締役会に報告しております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,843	1,843	—
(2) 敷金及び保証金	575	552	△22
資産計	2,419	2,396	△22

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 以下の金融商品は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	48
投資事業組合等(※)	569

(※) 投資事業組合等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

「時価算定適用指針」第26項に従い、投資信託に経過措置を適用しております。連結貸借対照表における当該投資有価証券の金額は1,843百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	552	—	552
資産計	—	552	—	552

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	エンターテインメント事業	ライフスタイルサポート事業	EC事業	合計
売上高				
ゲームサービス収入	6,290	—	—	6,290
プラットフォームサービス収入（注）1	—	713	—	713
デジタルマーケティングサービス収入（注）2	—	19,009	—	19,009
イーコマースサービス収入（注）3	—	1,424	4,326	5,751
その他	26	—	—	26
外部顧客への売上高	6,316	21,147	4,326	31,790

（注）1. 「プラットフォームサービス」は、ユーザーデータの蓄積と活用により様々なソリューションを提供するサービスであります。

2. 「デジタルマーケティングサービス」は、オウンドメディア等を使い、提携業者へ見込顧客を送客するサービスであります。

3. 「イーコマースサービス」は、ライフスタイルサポート事業におけるヘルスケア関連のイーコマースサービスと、EC事業における自転車等のイーコマースサービスであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

	当連結会計年度（百万円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,109
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,437
契約負債（期首残高）	51
契約負債（期末残高）	66

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、51百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の金額及びそのうち将来認識されると見込まれる金額が1年を超える重要な取引はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 533円23銭

1 株当たり当期純損失 71円68銭

(注) 「1 株当たり純資産額」及び「1 株当たり当期純損失」の算定上の基礎となる自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口）が所有する当社株式を含めております。

(企業結合に関する注記)

共通支配下の取引等

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、2021年3月12日開催の取締役会に基づき、完全子会社である「株式会社エイチームエンターテインメント」及び「株式会社エイチームコマーステック」に、それぞれエンターテインメント事業及びEC事業を、吸収分割の方式により継承させ、2021年8月1日をもって持株会社体制へ移行いたしました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の内容

当社のエンターテインメント事業及びEC事業

(2) 企業結合日

2021年8月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、「株式会社エイチームエンターテインメント」及び「株式会社エイチームコマーステック」を吸収分割承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：株式会社エイチーム

承継会社：株式会社エイチームエンターテインメント

株式会社エイチームコマーステック

(5) その他取引の概要に関する事項

今後当社は個別の事業を持たず、それぞれの事業会社を傘下に持つ持株会社となり、新規事業の創出、M&A及び投資、経営管理に集中いたします。また、各子会社社長の経営経験を増やすことにより、当社グループ全体の経営力及び経営スピードを向上させ、企業価値の向上を実現するため持株会社体制へ移行することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。

(連結子会社間の吸収合併)

当社は、2021年8月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社エイチームフィナジーを吸収合併存続会社とし、同じく当社の完全子会社である株式会社リンクスを吸収合併消滅会社とする吸収合併をいたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称：株式会社エイチームフィナジー

事業の内容：ライフスタイルサポート事業（金融領域における比較サイト、情報サイト等様々なウェブサービスを企画・開発・運営）

(吸収合併消滅会社)

名称：株式会社リンクス

事業の内容：ライフスタイルサポート事業（転職サイト及び転職エージェント比較サイトの企画・開発・運営）

(2) 企業結合日

2021年8月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社エイチームフィナジー（当社の連結子会社）を吸収合併存続会社、株式会社リンクス（当社の連結子会社）を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社エイチームフィナジー

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループにおける経営の効率化及び組織運営の強化を目的に、株式会社リンクスを株式会社エイチームフィナジーに吸収合併することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。

(吸収分割による事業承継)

当社は、2021年9月10日開催の取締役会決議に基づき、完全子会社である株式会社エイチーム引越し侍に、完全子会社である株式会社エイチームライフスタイルの自動車関連事業及びライフエンディング事業、並びに完全子会社である株式会社エイチームフィナジーの金融メディア事業及び人材事業を、吸収分割の方式により承継させ、2022年2月1日付で吸収分割を実施いたしました。また、同日付で株式会社エイチーム引越し侍は株式会社エイチームライフデザインに、株式会社エイチームライフスタイルは株式会社エイチームウェルネスに、それぞれ商号を変更しております。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の内容

株式会社エイチームライフスタイルの自動車関連事業及びライフエンディング事業

株式会社エイチームフィナジーの金融メディア事業及び人材事業

(2) 企業結合日

2022年2月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社エイチームライフスタイル及び株式会社エイチームフィナジーを吸収分割会社とし、株式会社エイチーム引越し侍を吸収分割承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：株式会社エイチームウェルネス、株式会社エイチームフィナジー

承継会社：株式会社エイチームライフデザイン

(5) その他取引の概要に関する事項

本会社分割は、当社子会社が運営するライフスタイルサポート事業におけるデジタルマーケティング支援ビジネスの更なる成長に向け、経営資源を集中し、効率化及び機能強化を図るとともに、当社グループが運営する複数のサービス間での顧客生涯価値（LTV）の向上を目指したDXを実現するために一元的に投資を実施し、早期に効果を上げていくことを目的としています。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。

（連結子会社間の吸収合併）

当社は、2022年2月1日を効力発生日として、完全子会社である株式会社エイチーム引越し侍を吸収合併存続会社とし、完全子会社である株式会社エイチームブライズ及び完全子会社である株式会社エイチームコネクトを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。また、同日付で株式会社エイチーム引越し侍は株式会社エイチームライフデザインに商号を変更しております。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

（吸収合併存続会社）

名称：株式会社エイチーム引越し侍

事業の内容：デジタルマーケティング支援ビジネス（引越し関連サービスにおける比較・情報サイト等様々なウェブサービスを企画・開発・運営）

（吸収合併消滅会社①）

名称：株式会社エイチームブライズ

事業の内容：デジタルマーケティング支援ビジネス（ブライダル関連サービスにおける比較・情報サイト等のウェブサービスを企画・開発・運営）

（吸収合併消滅会社②）

名称：株式会社エイチームコネクト

事業の内容：デジタルマーケティング支援ビジネス（引越し関連サービスにかかわるテレマーケティング事業）

(2) 企業結合日

2022年2月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社エイチーム引越し侍を吸収合併存続会社、株式会社エイチームブライズ及び株式会社エイチームコネクトを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社エイチームライフデザイン

(5) その他取引の概要に関する事項

本吸収合併は、当社子会社が運営するライフスタイルサポート事業におけるデジタルマーケティング支援ビジネスの更なる成長に向け、経営資源を集中し、効率化及び機能強化を図るとともに、当社グループが運営する複数のサービス間での顧客生涯価値（LTV）の向上を目指したDXを実現するために一元的に投資を実施し、早期に効果を上げていくことを目的としています。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

2021年8月1日から
2022年7月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	838	812	19	832	8,078	8,078	△1,394
誤謬の訂正による累積的影響額					△386	△386	
誤謬の訂正を反映した 当期首残高	838	812	19	832	7,691	7,691	△1,394
当期変動額							
剰余金の配当					△303	△303	
当期純損失					△576	△576	
自己株式の取得							△537
自己株式の処分							34
会社分割による減少					△1,387	△1,387	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	△2,267	△2,267	△502
当期末残高	838	812	19	832	5,424	5,424	△1,896

	株主資本	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	8,354	287	△22	264	82	8,702
誤謬の訂正による累積的影響額	△386					△386
誤謬の訂正を反映した 当期首残高	7,967	287	△22	264	82	8,315
当期変動額						
剰余金の配当	△303					△303
当期純損失	△576					△576
自己株式の取得	△537					△537
自己株式の処分	34					34
会社分割による減少	△1,387					△1,387
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		539	△37	501	△82	418
当期変動額合計	△2,770	539	△37	501	△82	△2,351
当期末残高	5,197	827	△60	766	—	5,963

個別注記表

(2021年8月1日から2022年7月31日まで)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

a) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～18年
工具、器具及び備品	4～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株式給付引当金

従業員向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

営業収益は、主として関係会社からの経営指導料及び受取配当金であります。

経営指導料取引については、関係会社への管理指導という履行義務を負っており、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であるため、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

受取配当金取引については、収益認識に関する会計基準第3項により同会計基準の適用対象外となるため記載を省略しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

連結納税制度の適用

当社は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる、計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

2021年8月1日付で持株会社体制に移行したことから、同日以降は関係会社に対する経営指導・投資が主たる事業となるため、当該事業により発生する収益及び費用をそれぞれ「営業収益」及び「営業費用」として表示しております。これにより、前事業年度において営業外収益の「受取配当金」に含めて表示しておりました関係会社からの受取配当金(前事業年度810百万円)は、「営業収益」に含めて表示しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の計算書類に計上した金額(繰延税金負債相殺前)

繰延税金資産 25百万円

「識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報」は、連結注記表の(重要な会計上の見積りに関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(誤謬の訂正に関する注記)

過年度において子会社分割時における計上科目に誤りがありました。過年度の誤謬の訂正を行い、当該誤謬の訂正による累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は386百万円減少しております。

(追加情報)

1. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、当社及び当社の子会社の従業員を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用しております。

詳細は連結注記表の(追加情報)をご参照ください。

2. 業績連動型株式報酬制度

当社は、これまで以上に当社及び当社子会社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社及び当社の子会社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に、株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

詳細は連結注記表の（追加情報）をご参照ください。

（貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,220百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く。）	
短期金銭債権	699百万円
短期金銭債務	457百万円

（損益計算書に関する注記）

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高の総額	2,833百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	8百万円

2. 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額
愛知県名古屋市	事業用資産	建物	44百万円
		工具、器具及び備品	5百万円
		敷金及び保証金	7百万円

当社は、管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

建物、工具、器具及び備品並びに敷金及び保証金については、リモートワークも念頭に入れた将来の勤務体制に紐づく設備運用計画の見直しに伴い、減損損失を計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零と算定しております。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,256,188株
------	------------

当事業年度末における自己株式の株式数には「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」に残存する自己株式を128,200株含めております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

会社分割による関係会社株式	944 百万円
関係会社株式評価損	600 百万円
貸倒引当金	160 百万円
資産除去債務	159 百万円
投資有価証券評価損	60 百万円
減損損失	22 百万円
繰延ヘッジ損益	18 百万円
減価償却超過額	17 百万円
株式給付引当金	10 百万円
少額固定資産	3 百万円
その他	8 百万円

繰延税金資産小計	2,007 百万円
----------	-----------

評価性引当額	△1,982 百万円
--------	------------

繰延税金資産合計	25 百万円
----------	--------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△364 百万円
建物（資産除去費用）	△73 百万円
未収還付事業所税	△8 百万円

繰延税金負債合計	△446 百万円
----------	----------

繰延税金資産（負債）の純額	△421 百万円
---------------	----------

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 有 合 所 割	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子 会 社	株式会社 エイチームエン ターテインメン ト	所有 直接 100.0%	役員の兼任 3名	経営指導料 の受取 (注) 1	354	売 掛 金	27
				連結納税に 係る個別帰 属額	225	未 払 金	225
				資金の預入 (注) 2	716	関 係 会 社 預 け 金 注 (4)	1,063
				利息の受取	2		
				会社分割に よる承継 承継資産 承継負債 (注) 5	1,507 417	—	—
子 会 社	株式会社 エイチームブラ イズ (注) 3	所有 直接 100.0%	—	資金の預入 (注) 2	643	—	—
				利息の受取	1		
子 会 社	株式会社 エイチームライ フデザイン	所有 直接 100.0%	役員の兼任 2名	経営指導料 の受取 (注) 1	647	売 掛 金	63
				配当金の受取	430	—	—
				連結納税に 係る個別帰 属額	396	未 収 入 金	396
				資金の預り (注) 2	1,475	関 係 会 社 預 り 金	2,586
				利息の支払	1		
子 会 社	株式会社 エイチームウェ ルネス	所有 直接 100.0%	役員の兼任 2名	資金の預り (注) 2	398	関 係 会 社 預 り 金	493
				利息の支払	0		
子 会 社	株式会社 エイチームコネ クト (注) 3	所有 直接 100.0%	—	資金の預り (注) 2	684	—	—
				利息の支払	0		
子 会 社	株式会社 エイチームフィ ナジー	所有 直接 100.0%	役員の兼任 3名	連結納税に 係る個別帰 属額	148	未 払 金	148
				資金の預り (注) 2	212	関 係 会 社 預 り 金	—
				利息の支払	0		

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の有 割 所 割	関連当事者と の 関 係	取引内容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	株式会社 エイチーム コマース ステック	所有 直接 100.0%	役員の兼任 2名	資金の預入 (注) 2	215	関 係 会 社 預 け 金	267
				利息の受取	0		
				会社分割に よる承継 承継資産 承継負債 (注) 5	529 248	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料は、業務内容を勘案し、当事者間契約により合理的に決定しております。
2. 資金の預り及び預入は、当社が当社グループとの間で契約締結しているCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額には期中平均残高を記載しております。
3. 株式会社エイチームライフデザインは、2022年2月1日付で、株式会社エイチームブライズ及びエイチームコネクトを吸収合併いたしました。そのため、取引金額は関連当事者であった期間の取引額を記載しております。
4. 524百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において524百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
5. 詳細は連結注記表の（企業結合に関する注記）をご参照ください。

（収益認識に関する注記）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額	321円80銭
1株当たり当期純損失	30円88銭

- (注) 「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純損失」の算定上の基礎となる自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口）が所有する当社株式を含めております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。